# 民泊を始めるにあたって

～消防法令適合通知書の交付について～

## ●消防法令適合通知書とは…？

防火対象物（建物）が消防法令に適合していることを消防が証明する通知書です。
この通知書は、宿泊施設等を営業する際に北海道の関係部局から提出を求められる届出書類の１つであり、住宅等において民泊を営業しようとする場合も該当します。
※消防法令適合通知書は、消防法令に適合していることを消防が証明するものであり、宿泊施設等の営業許可や認可をするものではありません。

## ●消防法令適合通知書交付までの流れ

**事前相談**

民泊の建物規模や構造、営業形態により必要となる消防用設備が違うほか、必要書類の確認のため書類提出前に電話連絡のうえ、ご相談に来ていただくと通知書交付までの流れがスムーズです。

**書類提出**

以下、【●必要書類】に記載された図面等の書類を提出していただきます。

**書類審査・立入検査**

提出された図面等の書類に不備がないか、また、実際に民泊を営もうとする建物に対してご立会いのもと立入検査を行い、必要となる消防用設備が適切に設置されているか確認をします。

**消防法令適合通知書交付**

必要書類が提出されていること、民泊を営もうとする建物が消防法令に適合していることが認められた場合に、消防法令適合通知書が交付されます。

## ●必要書類

ア　消防法令適合通知書交付申請書
イ　建物の位置図
ウ　建物全体の平面図
エ　民泊を営もうとする部分の床面積が分かる図面
オ　宿泊室の床面積が分かる図面
カ　消防用設備の設置状況が分かる図面
キ　その他、必要な書類

イ～カについては、北海道関係部局への申請書類と重複しているためコピー等で代用可能。

## ●その他、必要な書類の届出

【●提出書類】中のキに掲げる必要な書類とは、以下のとおりです。

ア　防火対象物等使用開始（内容変更）届出書
イ　防火・防災管理者選任（解任）届出書
ウ　消防計画作成（変更）届出書
エ　少量危険物貯蔵取扱所設置（廃止）届出書
オ　ボイラー等設置（変更）届出書
カ　圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取り扱いの開始（廃止）届出書
キ　登記簿謄本（写）※旅館業法による営業の場合

イ～カについては、所定の収容人員に達している場合や届出の該当となる設備が建物に設置されている場合に必要となります。

### 問い合わせ先

民泊を営もうとする市町村の消防署へお問い合わせください。

石狩消防署警防課防火推進担当
〒 061-3211　石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3
TEL：0133-74-7165

当別消防署予防課指導係
〒 061-0226　石狩郡当別町錦町 351 番地
TEL：0133-23-2537

新篠津消防署予防係
〒 068-1100　石狩郡新篠津村第 46 線北 12 番地
TEL：0133-57-2034